

## ◎新潟県病院局告示第6号

新潟県の設置する病院の診療科目的指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施した。

平成26年6月20日

新潟県病院事業管理者 若月道秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、麻酔科、歯科口腔外科、 <u>病理診断科</u> 、救急科	新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、外科、小児科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、精神科、神経内科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科
(略)		(略)	